

事務連絡
平成 27 年 4 月 17 日

大臣官房官庁営繕部 特別整備室長 様
各地方整備局

企画部 技術調整管理官 様
営繕部 営繕調査官 様

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 様
営繕部 営繕計画課長 様

内閣府沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 様
営繕調査官 様

大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長
官庁営繕部計画課 営繕計画調整官

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

日頃より工事の発注に当たっては、適正な価格、工期の設定等に努めているところと認識しているところである。今般、「平成 27 年度国土交通省所管事業の執行について（平成 27 年 4 月 10 日付国土交通事務次官通達）」において「翌債等の繰越制度の適切な活用、円滑な施工体制確保のための余裕期間の設定等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に努めること」とされたことから、下記を徹底し、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に努めることとされたい。

記

1. 工事の発注に当たっては、休日（土日及び祝日・年末年始休暇・夏期休暇）や雨天等の作業不能日数を加味するなど適正な工期の設定に引き続き努めるとともに、その運用に支障のない範囲で円滑な施工体制確保のための余裕期間を設定するなど、受発注者双方によって施工時期等の平準化に取り組むことができる体制を整えること
2. 施工時期等の平準化も踏まえて設定した国庫債務負担行為については、その趣旨に鑑み、適切な運用に努めること

3. 予め年度内に完了しないことが見込まれる工事等については、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）を活用するなど、適切に繰越制度を活用すること
4. 前述 1～3 のほか、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化のために、関係者との調整、用地確保、設計等を踏まえた事業全体の工程計画の検討や計画的な事業の進捗管理に努めるとともに、平成 28 年度に向けて更なる推進を図るための課題の把握、対策の検討に努めること
5. これらの適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組み概要（別添）や各地方整備局等の取組み状況等について地域発注者協議会等を通じて各発注機関に共有すること